

富山市立図書館資料除籍・廃棄要綱（内規）

（目的）

第1条 この要綱は、富山市立図書館が所蔵する資料について、除籍、廃棄する基準を定めるものである。

（除籍）

第2条 亡失したもの、および数量更正にともない所蔵記録（蔵書データ）から取り除くことを「除籍」という。

（廃棄）

第3条 破損・汚損、重複、あるいは内容が古くなり不用になった資料を、書架から除去し、処分することを「廃棄」という。

（除籍の基準）

第4条 除籍は次の基準による。

1 亡失

- (1)引き続き3年以上所在不明なもの
- (2)回収不能（長期延滞）の資料で貸出から3年以上経過したもの
- (3)利用者が紛失し現品による弁償ができないもの、また災害により亡失したもの

2 数量更正

分冊または合冊のため所蔵記録を抹消するもの

（廃棄の基準）

第5条 廃棄は、別紙「富山市立図書館資料廃棄に関わる指針」による。

（適用外）

第6条 次に掲げるものは廃棄しない。

- 1 郷土資料
- 2 叢書、個人全集、高価本など保存価値のあるもの
- 3 その他館長が保存の必要を認めたもの

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。